



発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 6
- 北九州市環境影響評価条例の規定による方法書等の縦覧【環境局環境監視部環境監視課】 7
- 北九州市環境影響評価条例の規定による計画段階環境配慮書等の縦覧
【環境局環境監視部環境監視課】 8

北九州市告示第 3 5 7 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 1 号
東邦チタニウム株式会社若松工場
工場長 三戸武士

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区響町一丁目 6 2 番 1 号
東邦チタニウム株式会社若松工場

(3) 特定施設の設置の概要

特定施設の新規設置

(4) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	6 2 号ホ 廃ガス洗淨施設	
名称	N i 粉－ 1	N i 粉－ 2
能力	1, 7 2 8 Nm ³ /時	1, 8 0 0 Nm ³ /時

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動並びに工事の着手、工事の完成及び使用開始の予定年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
工事着手予定年月日	許可の日以降

工事完成予定年月日	許可の日以降
使用開始予定年月日	許可の日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の１日当たりの量及び汚染状態

名称	N i 粉－１	N i 粉－２
汚水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 ２１ 最大 ２４	通常 １ 最大 ２
水素イオン濃度	通常 ０．２ 最大 ０．２	通常 １３ 最大 １３
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 １０ 最大 １０	通常 ６０ 最大 ５００
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 １ 最大 １	通常 ５６ 最大 ６２
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 １ 最大 １	通常 １ 最大 １
りん 燐含有量 (mg/ℓ)	通常 ０ 最大 ０	通常 ０ 最大 ０

(５) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 設置前

	処理前	処理後
排出水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 １， １５０ 最大 １， ８７９	通常 １， １３４ 最大 １， ８６０
水素イオン濃度	通常 １．４ 最大 ４．１	通常 ５．８ 最大 ８．６
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 ９ 最大 １１	通常 同左 最大 同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 ２， ０９７ 最大 ２， ４３３	通常 ２０ 最大 ２５
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 ６ 最大 ７	通常 同左 最大 同左

りん 磷含有量 (m g / ℓ)	通常	1 . 2	通常	0 . 8
	最大	2 . 1	最大	0 . 9

イ 設置後

	処理前		処理後	
排水水の量 (m ³ / 日)	通常	1 , 1 4 0	通常	1 , 1 2 4
	最大	1 , 8 6 9	最大	1 , 8 5 0
水素イオン濃度	通常	1 . 4	通常	5 . 8
	最大	4 . 1	最大	8 . 6
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	9	通常	同左
	最大	1 1	最大	同左
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常	2 , 0 9 7	通常	2 0
	最大	2 , 4 3 3	最大	2 5
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常	6	通常	同左
	最大	7	最大	同左
りん 磷含有量 (m g / ℓ)	通常	1 . 2	通常	0 . 8
	最大	2 . 1	最大	0 . 9

(6) 排水水に関する事項

ア 排水口名 No . 1 排水口

イ 排水量及び汚染の状態

	設置前		設置後	
排水水の量 (m ³ / 日)	通常	1 , 4 2 1	通常	同左
	最大	2 , 2 1 3	最大	同左
水素イオン濃度	通常	5 . 8	通常	同左
	最大	8 . 6	最大	同左
化学的酸素要求量 (m g / ℓ)	通常	8	通常	同左
	最大	1 3	最大	同左
浮遊物質 (m g / ℓ)	通常	1 6	通常	同左
	最大	2 2	最大	同左
窒素含有量 (m g / ℓ)	通常	5	通常	同左
	最大	7	最大	同左
りん 磷含有量 (m g / ℓ)	通常	0 . 9	通常	同左
	最大	1 . 2	最大	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年8月15日から同年9月5日まで（日曜日及び土曜日を除く
毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

当該事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した
文書を、平成29年9月5日までに上記縦覧場所に到着するように提出する
こと。

北九州市公告第 5 7 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区大字石原町 1 8 3 番 1 及び 1 8 3 番 5 のうち	北九州市小倉南区大字石原町 1 8 9 番地 スペロセイキ株式会社 代表取締役 橋本圭史郎

北九州市公告第 5 8 0 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 8 条第 1 項の規定により環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該方法書等を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

新門司バイオマス発電所 1 合同会社

代表社員 榑原 康寛

東京都港区新橋四丁目 2 4 番 3 号

2 対象事業の名称

（仮称）新門司バイオマス発電所建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号

北九州市門司区役所総務企画課

北九州市門司区吉志新町二丁目 1 番 1 号

北九州市門司区役所松ヶ江出張所

北九州市小倉北区大手町 1 1 番 5 号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成 2 9 年 8 月 1 5 日から同年 9 月 1 4 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（松ヶ江出張所においては午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで及び北九州市立文書館においては午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで）

北九州市公告第 5 8 1 号

北九州市環境影響評価条例（平成 1 0 年北九州市条例第 1 1 号）第 6 条の 3 第 1 項の規定により計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の提出があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告するとともに、同条第 3 項の規定により、当該配慮書等を縦覧に供する。

なお、当該配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、市長に意見書を提出することができる。

平成 2 9 年 8 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

北九州市

北九州市長 北橋 健治

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

2 対象事業の名称

（仮称）新・日明工場建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市小倉北区役所総務企画課

北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 1 号

北九州市戸畑区役所総務企画課

北九州市小倉北区大手町 1 1 番 5 号

北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成 2 9 年 8 月 1 5 日から同年 9 月 1 4 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（北九州市立文書館においては午前 9 時 3 0 分から午後 6 時まで）